平成２７年（フ）第２３５号
茨城県筑西市泉231番地
破産者　上遠野公一
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１３７２号
埼玉県上尾市栄町６番27号　プログ栄町102、旧住所埼玉県上尾市大字戸崎120番地５
破産者　岩田　友和
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５４３号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番８－804号、開始決定時の住所埼玉県三郷市谷口559番地23
破産者　佐藤　二郎
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾1060番地３
破産者　尾形　央促
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５２号
埼玉県熊谷市上之369番地
破産者　中山　誠二
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２３３０号
横浜市戸塚区上倉田町1133番地３　スカイパルＡ－203号
破産者　稲守　良和
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５８号
横浜市金沢区並木２丁目７番８－105号
破産者　松浦　忠幸
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１１号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目５番地２　ヴェルドミール　301、開始決定時の住所川崎市宮前区初山１丁目６番８号
破産者　野坂　哲也
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４５号
川崎市川崎区日進町９番地17　須藤方
破産者　三部　照夫
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６５８号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目13番46－201号
破産者　米山　佳秀
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６０号
川崎市中原区木月２丁目６番４号　カーサ41
破産者　安藤　辰也
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６１号
川崎市幸区小倉４丁目26番１－501号　市営住宅
破産者　松本　明美
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６４号
川崎市川崎区渡田新町３丁目６番９号、前住所川崎市川崎区渡田新町２丁目３番９号
破産者　宇山　直子
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
静岡県伊東市玖須美元和田716番地の95、開始決定時の住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町大川1039番地の42
破産者　吉野　博樹
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１６５９号
愛知県瀬戸市原山台７丁目４番802号、従前の住所愛知県瀬戸市瀬戸口町163番地　パディフィールド　Ｂ－102
破産者　三浦　千里
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８４３号
愛知県春日井市林島町19番地　プリミエール林島303号
破産者　阿部　武夫
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８４８号
名古屋市中川区小塚町44番地
破産者　植田　祐次
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２８号
熊本市北区武蔵ケ丘８丁目６番87号　ムサシハイツ201号、前住所熊本市北区麻生田３丁目16番50号
破産者　中迫　博文
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係